

## 今月の納税

固定資産税……………2期  
国民健康保険税  
介護保険料……………1期  
後期高齢者医療保険料

納期限 7月31日(月)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay  
でも納付できます。また、便利で確実な  
口座振替もご利用ください。

## 就任の「あいらじ」



副町長

高田 栄二

このたび、柴崎町長のご推挙をいただき、第2回吉岡町定例議会においてご同意を賜り、6月5日付で副町長として任命されました。身に余る光栄でありますとともに、その職責の重大さに身の引き締まる思いであります。

町長の掲げる「みんなで創ろう 住み続けたい町よしおか」を実現し、「思いを紡ぎ未来につなげる まちづくり」を進めるサポート役として、努力していきたいと思えます。

私は、これまで吉岡町職員として35年間勤めさせていただきました。この間、入庁時の昭和から平成、令和と元号が変わりましました。また、吉岡村から吉岡町へと変わり、人口も奉職当時の1万1千人から倍増し、2万2千人を超えるに至りました。そして、米麦養蚕を主体とした兼業農家が住民の多数を占めており、

隣近所が知り合い同士ばかりだった時代から、7割以上の皆さんが移り住んでこられている今の町の様相の変化と、その発展の様子を職員として見つめてきました。町民の皆さんが、同じような生業の中で生きてきた昭和の頃と、それぞれの方の価値観が多様化してきている令和の今の移り変わりを肌で感じております。

こうした経験を元に、今後のまちづくりを進めるに当たっては、「むずかしい言葉や計画」の説明ではなく「実際のところ何をどうして、どうなるのか」ということを説明することをもっと大切に、少しでも多くの町民の皆様のお役に立てるよう、尽力したいと思います。

町民の皆様からのご指導とご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

## 人事異動のお知らせ(7月1日付)

		異動前	異動後
課長	小林 康弘	住民課	総務課
	一倉 哲也	企画財政課 財政室	住民課(昇任)
室長	武藤 孝造	産業観光課 産業振興室	企画財政課 財政室
	廣橋 美和	産業観光課 道の駅振興推進室	産業観光課 産業振興室 (道の駅振興推進室兼務)
室員	新井 俊恵	総務課	産業観光課
	竹内 慎太	税務会計課	総務課
	浅見 和明	産業観光課	税務会計課

### 退職

高田 栄二	総務課	(令和5年6月4日付)
中林 宏之	総務課	(令和5年5月31日付)



町民福祉へのご尽力に感謝  
町政功労で詫間小夜子さんを表彰

吉岡町町政功労者等表彰規程に基づく表彰式が5月12日に行われました。保護司として18年間にわたり町民福祉の向上に尽くされた詫間小夜子さんが表彰されました。

▼問い合わせ先

総務課 人事行政室  
☎26・2240(直通)



# 二十歳の門出を祝う は た ち 令和6年二十歳のつどいのご案内

二十歳の門出を祝して「令和6年吉岡町二十歳のつどい」を開催します。

- ▶期日 令和6年1月7日⑩
- ▶時間 10:00～(9:30受け付け開始)
- ▶場所 文化センターホール
- ▶対象 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれで町に住所を有している人、または吉岡中学校を卒業した人。

※対象者には11月上旬に案内通知を送付します。

▶問い合わせ先 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1054 (直通)

## 国保の離脱は スマホで

7月から、ぐんま電子申請受付システムで社会保険などの他の健康保険に加入した場合の国保離脱手続きができるようになりました。国保を離脱する人全員分の新しい保険証を撮影し、必要事項を入力して保険証の画像データとともに送信してください



▲ぐんま電子申請  
受付システム

申請・問い合わせ先  
住民課 保険室  
☎26-2249(直通)

期限までに納付しましょう

## 令和5年度国民健康保険税納税通知書の送付



まちの木

税制改正などで変更があった賦課限度額や法定軽減が適用された内容となっております。内容を確認し、各納期限までに納付をしてください。

### ▼納付方法

- 口座振替
- 金融機関・コンビニで納付
- 電子決済(LINE Pay, PayPal)で納付

※社会保険などに加入した場合、税額を再計算する必要があります。新しく加入した健康保険証をご用意のうえ、窓口まで届け出てください。

倒産・解雇や雇い止めなど会社都合で退職(非自発的失業)した場合は、保険税の軽減

を受けられる場合があります。該当する場合は、窓口まで届け出てください。

納期限までに納付されないや督促状が発送されます。その後納付されない場合、差し押さえなどの滞納処分が行われるとともに、通常より有効期限の短い保険証や病院などで自己負担が10割の資格者証が交付されます。他にも一部給付が制限されることとなります。確実な納付をお願いします。

### ▼問い合わせ先

住民課 保険室  
☎26・2249(直通)

## 重度障害者等 理容美容利用券の交付

重度障害のある人に、理容美容利用券を交付します。1枚2千円分の利用券2枚を、7月に対象者へ郵送します。

▶対象 7月1日時点で町に住民登録があり、在宅で次のいずれかの手帳を所持する人

- ①身体障害者手帳1・2級
- ②療育手帳A
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

※町外の転出、死亡、施設などに入所している人は除きます。

### ▶利用方法

町内の協力理容・美容店でご利用ください。  
※対象者への通知に、町内の協力店一覧を同封しています。

本事業にご協力いただける町内事業者を随時募集しています。問い合わせ先までご連絡ください。

▶問い合わせ先  
介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

保険証が更新されます

## 国民健康保険に関するお知らせ



まちの花

新しい保険証は、「緑色」です。7月中旬に各世帯主あてに送付します。現在の保険証(紫色)は、8月1日以降は使用できません。保険室へ返却するか、破棄してください。

### 新しい保険証が届いたら

記載内容に誤りがないか、人数分の保険証があるかを確認してください。70歳から74歳までの人は、負担割合が記載された「被保険者証兼高齢

受給者証」となっているか確認してください。記載内容に誤りがあるときは、保険室へお問い合わせください。

なお、退職や就職、転入・転出などによる国保の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

### ▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室  
☎26・2249(直通)

7月は社会を明るくする運動の協調月間・再犯防止啓発月間です

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、力を合わせて犯罪や非行のない、安全で安心な明るい地域社会を築くための法務省主唱の全国的な運動です。

自らの過去と向き合い、罪を償って立ち直ろうとしている人たちへのご理解をよろしく願います。

【問い合わせ先】 介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

福祉医療制度の対象者

区分	対象者	申請に必要なもの
子ども ※出生および転入時などに申請	0歳～高校生世代	<input type="checkbox"/> 健康保険証
重度心身障害者など ※適宜更新が必要です。 ※令和5年8月1日から所得制限基準が導入されます。1月2日以降に転入した場合、令和5年度の所得課税証明書が必要になる場合があります。	障害年金1級	<input type="checkbox"/> 障害者年金証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	身体障害者1.2.3級 ※3級は入院のみ	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	療育手帳A判定	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	特別児童扶養手当1級	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証
母子・父子家庭など ※更新：1年に1度	精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	●母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者  ●父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童  ※いずれも所得税非課税者 ※事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当になりません。	<input type="checkbox"/> 健康保険証  <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（本籍地が町外の人） <input type="checkbox"/> 令和5年度の所得課税証明書（1月2日以降に転入した人）

福祉医療制度

保険医療費の自己負担分を助成します



県内の医療機関を受診する際、健康保険証と一緒に**福祉医療費受給資格者証**を提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。対象者および申請に必要なものについては、左表をご確認ください。  
なお、福祉医療制度は、皆さまの税金でまかなわれていきます。将来にわたり維持していくために、制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診してください。特に**他の公費負担医療制度との併給など**にご協力をお願いします。

**母子・父子家庭などの皆さまへ**  
現在受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を発送します。7月31日までに申請してください。

**重度心身障害者などの皆さまへ**  
令和5年8月から福祉医療制度が一部変更となり、所得制限基準が導入されます。現在受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を発送します。7月31日までに申請してください。

▼**所得の確認対象**  
受給資格対象者本人および同一世帯の配偶者・扶養義務者

▼**対象所得**  
給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得(年金)など

※障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。  
※窓口などで個人の収入に関する問い合わせにはお答えできません。

▼**問い合わせ先**  
住民課 保険室  
☎26・2249(直通)

重度心身障害者などの所得制限基準額および収入額の目安

扶養親族などの数 (※1)	受給資格者本人		配偶者または扶養義務者	
	所得制限基準額(※2)	収入額の目安(※3)	所得制限基準額(※2)	収入額の目安(※3)
0人	3,604,000円	約5,180,000円	6,287,000円	約8,319,000円
1人	3,984,000円	約5,656,000円	6,536,000円	約8,586,000円
2人	4,364,000円	約6,132,000円	6,749,000円	約8,799,000円
3人	4,744,000円	約6,604,000円	6,962,000円	約9,012,000円

※1 扶養親族などの数は、税法上実際に扶養している人の数です。  
 ※2 所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となることがあります。  
 ※3 収入額の目安は、給与所得者を例とした額です。